

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	米子市 地方税徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、地方税徴収事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和6年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税徴収事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、地方税の徴収に関する次の事務を行う。(対象となる税は、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税) 1 調定に対して消込処理を行う。 2 収納状況(未納または過誤納)を管理し、滞納者には督促、過納者には還付・充当処理を行う。 3 金融機関窓口、口座振替、コンビニ収納、クレジット収納及び地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。必要に応じて納付書を再交付する。 4 納税に関する証明書を交付する。 5 滞納者に対して、徴収計画を立て納付催告し、納税相談等を行う。 6 滞納者に対して、地方税法に基づき財産調査及び滞納処分(差押、交付要求、換価等)を行う。 7 納期限後の納付に対して、地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 8 滞納処分の執行停止及び不納欠損処理を行う。 9 徴収引継ぎ(地方税法第48条)及び鳥取県地方税滞納整理機構(共同徴収)に関する事務を行う。 10 個人県民税の報告に関する事務を行う。 11 納税貯蓄組合に関する事務を行う。
③システムの名称	収納消込システム、中間サーバ、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、口座システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル、個人住民税ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報保護の提供に関する命令第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 なし(地方税の収納管理業務においては、情報提供を行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 収納推進課
②所属長の役職名	収納推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 収納推進課 電話 0859-23-5161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 収納推進課 電話 0859-23-5161

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月18日	I-5-①	総務部収税課	市民生活部 収税課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月18日	I-5-②	収税課長 仲田 謙	収税課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月18日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 収税課 電話 0859-23-5161	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月18日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月18日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月18日	I-1-③	収納管理システム 口座振替システム 簿納管理システム 統合宛名システム	個人住民税システム	事後	見直しによる修正
平成31年2月18日	I-2	収納情報ファイル 口座情報ファイル 簿納情報ファイル	個人住民税ファイル	事後	見直しによる修正
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年6月30日時点	事後	再実施に伴う修正
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年6月30日時点	令和3年6月3日時点	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	I-5-①	市民生活部 収税課	市民生活部 収納推進課	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	I-5-②	収税課長	収納推進課長	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 収納推進課 電話 0859-23-5161	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年6月3日時点	令和4年6月3日時点	事後	見直しによる修正
令和5年8月1日	II-1、II-2	令和4年6月3日時点	令和5年6月3日時点	事後	見直しによる修正
令和6年2月16日	I-1-③	個人住民税システム	収納消込システム、中間サーバ、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、口座システム、宛名管理システム	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	I-2	個人住民税ファイル	収納管理ファイル、個人住民税ファイル、口座情報ファイル	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	I-4-②		【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8項別表第二 第27 【情報提供の根拠】 なし(地方税の収納管理業務においては、情報提供を行わない。)	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	II-1、II-2	令和5年6月3日時点	令和6年1月22日時点	事後	見直しによる修正
令和6年2月16日	IV-4	[○] 委託しない	[ ] 委託しない	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	IV-4-委託先における不正な使用等のリスクへ対策は十分か		十分である	事前	情報連携の実施による修正
令和6年2月16日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号	事後	番号法改正による修正
令和6年2月16日	I-4-②	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8項別表第二 第27 【情報提供の根拠】 なし(地方税の収納管理業務においては、情報提供を行わない。)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報保護の提供に関する命令第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 なし(地方税の収納管理業務においては、情報提供を行わない。)	事後	番号法改正による修正
令和6年2月16日	II-1、II-2	令和6年1月22日時点	令和6年7月4日時点	事後	見直しによる修正